

国の西界に偏し中央より遠く離れており、しかも対外交渉の第一線である所から中央政府の強力な出店として太宰府がおかれ管下の各国を総管した。そのために律令の体制は他地方に比べて一層徹底して且つ長期間維持されるようになったようだ条里の制が今に至るまで明瞭であるのもそのためであろう。班田制の施行は近畿地方では平安時代初期までその後はほとんど行われなくなったが、肥前では恐らく元慶年間までは実施したものと考えられる。

延喜式によれば肥前の正税二十万束、公廩二十万束である。前者は町別穫稻五百束につき二十二束、後者は穫稻の五分の一であるから兩者合わせて総収穫五五万五千束、これを今量に換算すれば十一万二千五百石これが平安時代における肥前一国の標準生産量とすることができる。住民一人の食糧年一石平均とすれば約十万人の人口を養うにたりる。そして肥前風土記に見える七〇郷から松浦十一郷の半数、彼杵郡四郷高来郡九郷の地を引きさき、現在佐賀県に属する五〇郷の人口を推定すれば約七万と言う数を得ることができよう。

班田制は土地公有主義の原則にたち豪族の兼併を抑え、一般人民に最低生活を維持するに足る土地を均給した。その手続きの繁雑なること人口の増加、豪族勢力の温存、官僚の腐敗は遂にこの制を崩壊に導いたけれども、約三百年に亘って実施されたその歴史的意義は過小評価することはできない。殊に肥前の如きは本制が比較的徹底して行われたのであって、佐賀平野の溝渠縦横に配列された美田はこの間に整理された条里のたまものであり、住民の土地に対する観念の中にも土地公有の理想は永く伏流として潜在し来り、後来の農地改革を容易ならしめる要因に当たっているのではないかと思われる。

以上のことや地理的諸条件から勘案して、南里は平安時代初期ころに成立し、中央では土地公有制が崩壊したのにもかかわらず、この地ではかなり遅くまで残存したとみられる。

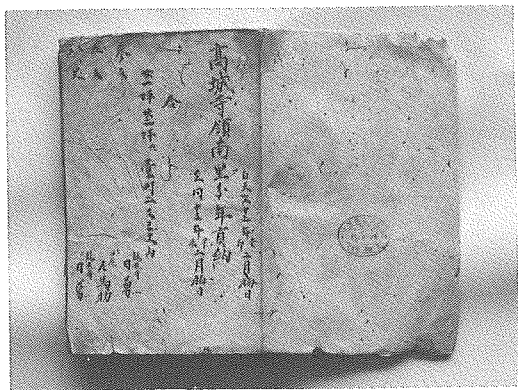
## 中世

### 一 概 説

中世は武家政治の時代である。平清盛の武門による政権を得た後、源頼朝が鎌倉幕府を開いた建久三年（一一九二）から後、武家による全国支配の体制が作られた。足利幕府を経て織豊時代に至る約四世紀にわたる期間が中世といわれる。

律令体制が衰微し、地方に発生した武士は次第に勢力を得て、前時代以来形成されてきた荘園制への侵略を拡大しつつ、その力を蓄えてくる。鎌倉幕府がはじまるとともに、武家による全国支配の体制を整え、武士階級を中核として封建制度は次第に定着し、成長してゆく。

この時代の武士は地方に土着し、平素は農耕に従事し、一朝、事あれば戦の場に赴く。その中心となるのが守護・地頭である。地頭は文治元年（一一八五）、守護とともに、全国の公領、荘園に設置され、領内の治安維持と年貢徴収に当たった。肥前には、佐嘉荘、神埼荘、河副荘など多くの荘園が出来ており、武士化した土豪が地頭職を与えられ、幕府の御家人となった。龍造寺氏、高木氏などはその主なものである。ことに龍造寺氏は、現在の佐賀市城内付近をその根拠として、次第に頭角をあらわしてくる。南北朝時代に、一時、その地を奪われて筑



高城寺文書（県立図書館蔵）

(二) 米納津免田と土居

『高城寺文書』の中に次のような文書案がある。<sup>(3)</sup>  
天皇の勅願寺である最勝寺領で本数二千石<sup>(1)</sup>と記されているが、又鎌倉時代には、一千六十七丁一反<sup>(2)</sup>ともあって、肥前国では最も規模の大きいものの一つであったといわれる。しかし、有明海沿岸の陸地化の過程にあり、その一部は荒野の状態を示し、耕作のできない湿地でもあったことは十分に考えられる。

公文所下 田所藤原宗実朝臣

可早任預所御下文并蓮栄大法師讓状旨、領掌新建立極楽寺免田内

一丁事、

副下 預所御下文并蓮栄大法師讓状

右子細、彼讓状具也、者件寺役等、無懈怠令勤仕、至于子々孫々、無

妨可令預掌之状如件

承元二年七月廿二日

惣公文寺主 在判

別当藤原朝臣同

下司平 代裏判

如状者、尤有其謂、任証文旨、令領作、可勤行彼寺役状如件、

後へ逃れたが、やがてこれを奪還して、その後は、この地を中心として九州における一大勢力にまで成長する。龍造寺氏の支配下にあった中世後期の肥前は、島原で有馬氏との戦いに龍造寺隆信が陣没したのを機に、次第にその勢力を弱め、やがて鍋島氏がこれに代わり、近世へ移ってゆく。  
中世のはじめのころは、河副荘を先端として、その南西の地域は未だ充分に陸地化が進まず、現在の川副町の地域からみれば、北部の小地域がこの時代の初期の舞台であった。  
やがて、干拓、陸地化が進むとともに、次第に南進して、中世の末期には、犬井道・小々森・広江の線に部落が形成されてくる。

二 河副荘の成立

(一) 荘園の成立

律令制度が崩壊する過程で、その基盤をなしていた公地公民制がくずれて、土地私有制が次第に拡大し、荘園が社会構造の基本となるに至った。

大社寺や豪族が新地を開墾して私有し、又地方の名主が国司などの支配から逃れるために、その領地を中央の権力者に寄進し、その保護下に私領の経営に当たった。このような荘園が、肥前国内にも多く設立されていった。

河副荘の設立の時期は明らかでないが、十二世紀はじめのころには既にあらわれていたと思われる。もと鳥羽